

令和6年度

大田原市奨学生募集要項

[募集期間：令和6(2024)年2月7日(水) から令和6(2024)年3月15日(金)まで]

1 資格

- 大田原市民の被扶養者で、経済的理由によって修学困難な者
※別紙の所得計算表で計算し、収入基準額を下回っているか確認ください。
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院に進学予定又は在学している者(各種専修・専門学校は除きます。)
 - 品行が正しく、学業が優れた者
※学力基準 (ア) 日本学生支援機構の基準を準用(評定平均値が概ね3.0以上)
(イ) 大学、大学院の修得単位数が前年次までの通算標準修得単位数を満たしており、(優+良) >可に該当する者
 - 確実な連帯保証人(2名)を付することができる者
(うち1名は保護者又は後見人、他の1名は、別世帯の者)
※返還終了まで(最長24年間)連帯保証人として奨学金の返還能力がある者が望ましい。
※提出時の審査で、変更をお願いする場合があります。
 - 貸与月額60,000円の場合は、他の機関から奨学金又はそれに類するものの貸与を受けていない者(貸与型との併願不可。給付型との併願可。)
- ※(1)、(3)を満たさない場合も、大田原市奨学生選考委員会にて審査を受けることができます。

2 奨学金の貸与額・貸与期間等

区分		貸与月額	貸与期間
高等学校・高等専門学校	自宅通学	12,000円	正規の最短修学年限
短期大学・大学・大学院	自宅通学	20,000円	
	自宅外通学	40,000円または60,000円	

3 奨学金の返還

- 据置期間 貸与期間終了後1年間
- 返還期間
(ア) 高校、大学等(自宅通学)・・・貸与した期間の2倍の期間内
(イ) 大学等(自宅外通学、貸与月額40,000円)・・・貸与した期間の3倍の期間内
(ウ) 大学等(自宅外通学、貸与月額60,000円)・・・貸与した期間の4倍の期間内
- 返還方法 年賦又は半年賦による均等払(原則口座振替となります。)

4 提出書類

〔共通〕

- (1) 奨学金貸与申請書 市指定の様式
- (2) 奨学金貸与推薦調書 市指定の様式（学校長等の推薦）
- (3) 世帯全員の住民票の写し 本籍・続柄が記載されているもの（市民課・各支所）
- (4) 住民税決定証明書 保護者（父と母）、または後見人のもの（税務課・各支所）
- (5) 合格通知書の写し 在学生の場合は、在学証明書の原本
- (6) 所得計算表 市指定の様式

〔所得計算表添付書類〕

所得計算表の特別控除額が確認できる書類 ※該当する項目のみ

項目	必要書類
障がい者	障がい者手帳（写し）
長期療養者 ※6カ月以上の入院・自宅療養	医療費及び薬代の直近3ヶ月分の領収書（写し可）※
主たる家計維持者の別居（単身赴任）	赴任先の住居・電気・ガス・水道代の直近3カ月分の領収書※
災害	り災証明書（写し）※
本人（大学在学学生）	授業料年額が確認できる書類

5 提出期限 令和6年3月15日（金） 午後5時まで（期限厳守）

※募集期間中の毎週水曜日は、午後7時まで受付時間を延長します。

提出先 大田原市教育委員会 教育総務課 総務係（本庁舎4階）

提出方法 申請者本人が提出に来てください（郵送不可）

※書類審査で10～20分程度かかりますので、時間に余裕をもって来庁ください。

6 奨学生の選考と決定

- (1) 学業成績・所得状況をもとに大田原市奨学生選考委員会において選考し、大田原市教育委員会が決定します。
- (2) 令和6年5月上旬までに決定し、その旨本人に通知します。
- (3) 奨学金の貸与は、前期分は5月下旬（翌年からは4月）、後期分は9月に口座振込になります。

※ 大田原市奨学金は貸与型（無利子）です。卒業後返還することになりますが、その返還金は、すべて新たに奨学生となる方の奨学金として活用される仕組みになっています。

返還方法を十分ご理解の上、申請してください。

※ 貸与月額60,000円の場合は他の奨学金等と併せて借りることはできませんのでご注意ください。

～お問い合わせ～

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

大田原市教育委員会事務局 教育総務課総務係

TEL 0287(23)3111